

# 流通・取引慣行ガイドライン一部改正案に対する意見

(パブリック・コメント)

2016年4月22日

公益社団法人 経済同友会

公正取引委員会より提示された「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正（案）に対する意見募集に関し、本会の2014年11月26日付「産業構造に合った競争政策の実現を～流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する提言」（別紙）に基づき、本日、以下のとおりパブリック・コメントを提出する。

## 1 セーフ・ハーバー基準について

今回の改正案は、シェア20%を一応の目安としているが、シェア20%ほどのメーカーによる垂直的制限行為等が、どれだけ競争制限効果を生じさせるのか疑問である。企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）では、垂直型企业結合について、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられるとしている（同ガイドライン第5、1(3)）。

このように、競争に多大な影響を与える企業結合ですらセーフ・ハーバーを「市場シェアが35%以下」としていることに鑑みれば、それと比較して競争に与える影響が小さい垂直的制限行為等についても少なくとも35%をセーフ・ハーバーの基準とすべきである。

## 2 セーフ・ハーバー適用対象について

今回の改正案でも、再販売価格維持行為や流通業者の取引先の制限及び小売業者の販売方法の制限は、セーフ・ハーバーの適用対象となっていない。競争に多大な影響を与える企業結合ですらセーフ・ハーバーを「市場シェアが35%以下」としていることに鑑みれば、それと比較して競争に与える影響が小さい上記行為についても、少なくとも35%をセーフ・ハーバーの基準として適用対象とすべきである。

以上